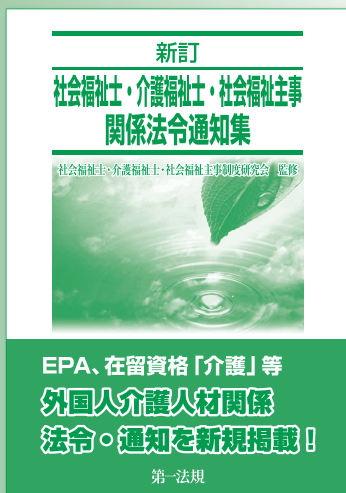


新訂

この分野で唯一の関係法令通知集

社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事 関係法令通知集

社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 監修
A5判・1,212頁 定価 本体4,900円+税・平成30年1月発行



平成31年4月施行対応の最新版

- ◆平成29年9月に施行された在留資格「介護」完全対応！
EPAを含めた外国人介護人材関係法令・通知を新規掲載！
- ◆介護福祉士資格取得の移行期を含めた制度整備に対応。
- ◆5年ぶりにリニューアル！

平成29年11月10日 内容現在

福祉系大学、専門学校、高等学校など、
社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事
養成機関にとって、必須の一冊です。

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索



新訂 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集

I 社会福祉士・介護福祉士関係

1 法令

- 社会福祉士及び介護福祉士法
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則
- 社会福祉士に関する科目を定める省令
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令
- 社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ア及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ア及び第5条第十四号イ並びに社会福祉士に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第8条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ト(4)及び社会福祉士に関する科目を定める省令第4条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ト(4)及び社会福祉士に関する科目を定める省令第4条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第7条の2第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める者
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号フ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号フ及び社会福祉士に関する科目を定める省令第4条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第十四号ロ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準
- ◆介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第3項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する研修

2 通知

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律について
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について(社会福祉士及び介護福祉士関係)
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(略痰吸引等関係)
- 介護職員等の実施する略痰吸引等の取扱いについて
- 略痰吸引等研修実施要綱について
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の制定について
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)
- 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について
- ◆介護技術講習実施要領について
- ◆介護福祉士養成課程における「医療的ケア」の教育内容について
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)
- 社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について
- 実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について
- 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令の施行について(福祉系高等学校等における医療的ケアの教育関係)
- ◆福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について
- 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号に規定する社会福祉に関する科目等の説替の範囲について
- 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について
- 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について
- 社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について
- 実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について
- 社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力をお願いについて(依頼)
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

- ◆介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて
- ◆介護福祉士修学資金等の貸付けについて
- ◆介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について

II 外国人介護人材関係

新規掲載

1 EPA(経済連携協定)関係

- ◆経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針
- ◆経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針
- ◆看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針
- ◆特別インドネシア人看護師候補者及び特別インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針
- ◆特別フィリピン人看護師候補者及び特別フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針
- ◆特別ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針
- ◆経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(抄)
- ◆経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(抄)
- ◆「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について(抄)
- ◆EPA介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たって受入れ機関等が留意すべき事項について
- ◆「特別インドネシア人看護師候補者及び特別インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」、「特別フィリピン人看護師候補者及び特別フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特別ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を定める件」について(抄)

2 介護職種の技能実習制度関係

- ◆外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(抄)
- ◆外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(抄)
- ◆外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(抄)
- ◆介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等
- ◆介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

3 在留資格「介護」(出入国管理及び難民認定法)関係

- ◆出入国管理及び難民認定法(抄)
- ◆出入国管理及び難民認定法施行規則(抄)
- ◆出入国管理及び難民認定法第7条第1項第二号の基準を定める省令(抄)
- ◆出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動(抄)

III 社会福祉主事関係

1 法令

- 社会福祉法(抄)
- 社会福祉法施行規則(抄)
- 社会福祉主事養成機関等指定規則
- 社会福祉主事の資格に関する科目指定
- 社会福祉主事養成機関等指定規則第3条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

2 通知

- 社会福祉法第19条第1項第一号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替の範囲等について
- 社会福祉主事養成機関指導要領及び社会福祉主事資格認定講習会指導要領について
- 社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について
- 社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等について
- 社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正について

IV 人材確保指針

V 参照条文

VI 参考資料

